

2018年5月7日

IATA危険物規則 1.5 Training Requirements (教育訓練要件)について

IATAではIATA危険物規則 第50版(2009年1月1日発効)より更新訓練の運用を変更いたしますので次の通りお知らせします。

IATA危険物規則書 1.APPLICABILITY 1.5 Training Requirements (教育訓練要件)

1.5.0.3 Recurrent training must be provided within 24 months of previous training to ensure knowledge is current. However, if recurrent training is completed within the final 3 months of validity of previous training, the period of validity extends from the month on which the recurrent training was completed until 24 months from the expiry month of that previous training.

1.5.0.3 知識を最新のものとするため、更新教育訓練は前回の教育訓練から24か月以内に実施しなければならない。ただし、更新教育訓練が前回の有効期限前の3か月以内に終了した場合、その有効期限は教育訓練終了月からではなく、前回の有効期限終了日より24か月が経過する月にまで延長される。

例えば、2016年6月30日に教育訓練を終了した者は、2018年6月30日までに更新教育訓練を受けなければならないが、2018年4月1日から6月30日までの間に終了すれば、2018年6月30日に更新をしたものとみなされ、次回の更新期限は2020年6月30日となる。

IATAディプロマ危険物コースを受講・受験なさる方はご留意いただきますようお願いいたします。

JAF A事務局